

箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金交付要綱を次のように定め、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者のU・Iターン促進及び上伊那区域内の就業の促進を目的として、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び大学校並びに短期大学校（以下「大学等」という。）の修学のために貸与を受けた奨学金を返還することに対し、予算の範囲内において箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。□

(対象となる奨学金)

第2条 補助金の交付となる奨学金（以下「奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種奨学金及び第2種奨学金）

(2) 都道府県、市町村等が設ける貸与型奨学金

(3) 母子父子寡婦福祉資金（修学資金に限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が認める奨学金等（修学を目的とするものに限る。）

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、国及び地方公共団体に勤務する正規職員は除く。

(1) 上伊那区域外から箕輪町に居住の実態を移し、補助金の交付を申請する年度の3月末日まで継続して住民登録している者

(2) 大学等の在学期間中に前条に規定する奨学金の貸与を受けた者

(3) 上伊那区域内で就業している者

(4) 満40歳未満の者

(5) 前条に規定する奨学金の返還を滞納していない者

(6) 箕輪町に納付すべき町税等を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額に2

分の1 を乗じて得た額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、年額153,600円を限度とする。ただし、繰上げて返還した奨学金の額は、当該補助金の算定に含めないものとする。

（交付対象期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、60月を限度とする。ただし、補助対象者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した月の前月までとする。

2 第3条に規定する要件を満たさなくなった事由が発生した月から12月以内に再び第3条に規定する要件を満たした場合は、交付対象期間の残りの期間について、補助金の交付を受けることができる。

3 補助対象者が、女性の場合又は補助対象者の箕輪町内居住の2親等内の親等が交付申請前に親等からの働きかけ促進事業に参加した場合は、交付対象期間をそれぞれ12月延長することができる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付対象者」という。）は、箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（1）申請者が居住の実態を上伊那区域外に移していたことを証するもの

（2）奨学金を貸与する機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの

（3）申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの

（4）就業等の状況に関する次のいずれかの書類

ア 雇用証明書（様式第2号）

イ 所得税法第229条に規定する届出書の写し及び交付申請の日の前年

（交付申請の日が1月から3月までの日であるときは、前々年）中の所得の確定申告の写し

（5）その他町長が必要と認める書類

2 前項第2号の書類は、交付申請する最初の年度を除き、省略させることができる。

3 交付申請の時期は、交付申請する最初の年度を除き、原則として毎年度4月とする。

（実績報告書）

第7条 交付対象者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金をすべて返還した場合は、返還が完了してから20日以内又は補助金の交付決定日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金実績報告書（様式第3号）に、奨学金の返還の事実を証明するものを添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第8条 交付対象者は、補助金の交付を請求するときは、箕輪町U・Iターン応援奨学金返還支援補助金請求書（様式第4号）により、町長に請求するものとする。